

令和 8 年 3 月 定例教育委員会 会議録

◇開 会 令和 8 年 3 月 1 9 日（木） 午前 9 時 3 0 分
 ◇閉 会 令和 8 年 3 月 1 9 日（木） 午前 1 0 時 4 0 分
 ◇会 場 山南支所庁舎 教育委員会会議室
 ◇出席者 教育委員会

・教育長	片 山 則 昭
・教育長職務代理者	吉 竹 主 税
・教育委員	上 羽 裕 樹
・教育委員	湊 上 智 帆
・教育部長	山 本 浩 史
・学校教育課長	小 森 真 一
・教育総務課長	足 立 安 司
・社会教育・文化財課長	吉 住 健 吾
・恐竜課長	松 枝 満
・こども育成課長	西 山 健 吾
・教育総務課副課長兼企画総務係長	足 立 真 澄
まちづくり部	
・まちづくり部長	谷 水 仁
・文化・スポーツ課長	堂 本 祥 子
・人権啓発センター所長	早 形 繁
・市民活動課長	山 崎 和 也

（片山教育長）

おはようございます。

ただいまから 3 月の定例教育委員会を開催いたします。

会議の進行上、発言の際には必ず氏名を名乗ってから発言していただきますようお願い申し上げます。

日程第 1

前回会議録の承認

（片山教育長）

日程第 1 前回会議録の承認についてですが、2 月 1 9 日の定例教育委員会会議録の承認は吉竹教育長職務代理者と中川委員にお願いいたしました。

日程第 2

会議録署名委員の指名

（片山教育長）

日程第 2 会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名は上羽委員と湊上委員にお願いいたします。

日程第 3

教育長報告

（片山教育長）

日程第 3 教育長報告に入ります。1 ページでございます。

2 月 1 9 日は前回の定例教育委員会がございまして、その前にお世話になった丹波市の総合教育会議、それから上羽委員の辞令交付式等がございました。

それから、2 2 日は「地域安全丹波のつどい」ということで政策に関わるようなことのいろいろな感謝状の贈呈とか県警音楽隊の演奏がポップアップホールでございました。

2 4 日は 3 月議会の初めの議事として、議会提案がございました。

それから 2 5 日は、新聞にも載っていましたが優良 P T A 文部科学省大臣表彰の北小学校 P T A が、市長に表敬訪問に来られました。

それから、2 6 日は、部落解放同盟との話し合い。これは市長部局で一度あ

ったんですけど教育の分野ができなかったということで、3名の方が来られました。意見交換ができてよかったと思います。

それから27日は、政策会議がございまして、人材育成基本方針とか丹波市の地域福祉計画とかございました。

それから28日は、高校の卒業式がございまして、私は柏原高校に行っていました。

それから2日は本会議。それから3日は、政策会議を受けての教育部の管理職会議。昼からは、事務職員の研修会がございました。

それから4日は、総務文教常任委員会。

それから5日は、予算決算常任委員会と続きまして、6日は、校長会がございました。

7日は、兵教組氷上教職員組合の総会がございまして、挨拶に行ってきました。午後からは、三木市と丹波市の美術協会の合同展がございましたのでオープニングイベントに参加させていただきました。

9日は、本会議。

それから11、12、13日は、本会議で一般質問がございました。

16日は、中学校の卒業式。それぞれ委員の皆様にもお世話になったと思いますが、私は市島中学校に行ってきました。

それから17日は総務文教所管分の予算決算常任委員会がございました。19日は今日で、定例教育委員会です。今後になりますが、23日は机上に置いております小学校の卒業式の授与式で、それぞれお願いしたいと思います。私は三輪小に行きますが、最後の卒業式となります。

それから市島小の開校記念切手の贈呈式がございます。

24日は、丹波市いじめ問題専門委員会でございます。

25日は、予算決算常任委員会。

27日は、本会議がありまして議案の採決。来年度の当初予算の採決になります。

28日の午前中に三輪小、午後に吉見小の閉校式がございます。

30日は、兵庫パルプとの定例の情報交換会です。

31日は、県費普通退職者の辞令交付式、退職教職員の辞令交付式、感謝状の贈呈、教育委員会事務局職員の離任式、退職職員の辞令交付式と続きます。

また4月に入ったら、新しい職員の辞令交付式等がございます。

以上でございます。

今の教育長報告につきまして、何か質問はございませんか。

なければ、教育長報告を終わります。

日程第4

協議事項

(1) 丹波市乳児等通園支援事業の認可等の手続に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(片山教育長)

日程第4 協議事項に入ります。

(1) 丹波市乳児等通園支援事業の認可等の手続に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

(西山こども育成課長)

協議事項1 丹波市乳児等通園支援事業の認可等の手続に関する規則の一部を改正する規則の制定について、資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

資料につきましては2ページからになります。

児童福祉法第6条の3第23項に規定します乳児等通園支援事業。これまでご説明申し上げましたが、通称「こども誰でも通園制度」が令和8年4

月から子ども・子育て支援法上の支援給付の制度、給付制度に替わりまして実施されることとなります。このため、この乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う場合には、子ども・子育て支援法令和8年4月1日施行ですが第54条2の規定に基づきまして、乳児等支援給付費の支給に関する事業を行う者である旨の市の確認を必要とします。このため、確認をする条項、必要な条項をこのたび追加しようとするものでございます。

今回、この確認の手續に関し、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行規則に定めるもののほか、必要な事項をこの規則の一部改正として追記をしようとするものでございます。施行日は令和8年4月1日といたします。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

(片山教育長)

それでは委員から何か意見、質問はございませんか。よろしいですか。

委員から質問がなければ、丹波市乳児等通園支援事業の認可等の手續に関する規則の一部を改正する規則の制定について、協議を終わります。

日程第5

議事

議案第7号 丹波市指定文化財の指定について

(片山教育長)

日程第5 議事に入ります。

議案第7号 丹波市指定文化財の指定について、事務局より説明をお願いいたします。

(吉住社会教育・文化財課長)

それでは、議案書4ページをご覧ください。

議案第7号 丹波市指定文化財の指定について、ご説明をいたします。

本件は、丹波市文化財保護条例第3条の規定に基づき、丹波市指定文化財に指定をするものでございます。指定に当たりましては、同条例第18条の規定に基づいて文化財保護審議会に令和7年3月7日、教育委員会諮問第1号で諮問を行っておりましたが、調査・審議の結果、令和8年2月13日付で、市の指定文化財として価値を有するものである旨、答申をいただきました。この答申に基づき、以下の3件を市指定文化財に指定するため、本議案を提案するものでございます。

指定候補物件は、天神窯跡出土鴟尾3点、清菴寺庭園、絹本著色仏涅槃図一幅です。5ページ以降には、文化財保護審議会の答申をつけております。それでは各物件について簡単にご説明をいたします。

まず天神窯跡出土鴟尾3点でございます。6ページに概要を記載し、7ページに説明文書を記載しております。天神窯跡は丹波市市島町に所在し、北西に近接する古代寺院の三ッ塚廃寺に瓦と須恵器を供給していたとされております。8ページに写真を掲載しておりますとおり市島民俗資料館では4号窯から出土した鴟尾2点を復元したもの、3号窯から出土した鴟尾1点を一部復元したものを展示しております。今回、指定するのは市内で出土した唯一の鴟尾であり、7世紀後半頃に創業された窯跡から沈線文鴟尾と胴部有段鴟尾の2系統が出土したことは極めて貴重であります。加えて、丹波西部の7世紀後半から末にかけての播磨東部との影響関係を示す上でも大変極めて重要な資料であるため市の指定文化財としてふさわしいものであると判断をしております。8ページには、市島民俗資料館に展示している指定物件の写真、9ページには、三ッ塚遺跡の発掘調査を行った当時の様子を表す写真として掲載をしております。

続いて、清菴寺の庭園でございます。10ページに概要を記載し、11ページに説明文書を記載しております。清菴寺は、南北朝貞和3年、1347年の銘のある八角形石燈籠また、鬼退治にまつわる寺として知られておりま

す。建物については、明智光秀の丹波攻めで全焼した後、本堂は貞享3年、1686年に再建、庫裏・書院については、文化元年、1804年に再建されております。この文化年間に庭園を策定したと考えられております。この庭園は、地元から産出された石材を用い、庭園意匠や石組手法に優れ、策定当時の姿をよく残しております。この地方、この時代の策定技術と庭園意匠を理解する上での典型的な庭園であり、県下を代表する枯山水庭園として名所あるいは学術的価値は高く、後世に残し伝えていく価値のある築山式枯山水庭園と評価できることから市の指定文化財としてふさわしいものであると判断しております。12ページ、13ページには庭園の平面図及び写真を掲載しております。

最後に絹本著色仏涅槃図、一幅でございます。14ページに概要を記載し、15ページに説明を記載しております。絹本著色仏涅槃図は仏教の開祖、釈迦が沙羅双樹の木の下で亡くなったときの情景を描いたもので、彩色や絵絹の状態などから南北朝時代後半から室町時代初期、14世紀末から15世紀初頭に制作されたと考えられます。寛文3年、1663年に比叡山延暦寺の僧、覚深が記した軸裏の墨書銘によれば室町時代には常勝寺に伝来したこと、また修理された履歴を読み取ることができます。本図は、宋風の特徴ある図様の涅槃図として特筆すべき作品であり、また少なくとも室町時代には常勝寺に伝来していたことが確認できる点も貴重であることから市の指定文化財としてふさわしいものであると判断しております。16ページには、涅槃図及び軸裏の墨書銘の写真を、17ページには、涅槃図が収められた箱に書かれている文字を記載しています。

以上、今回の指定に当たりましての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(片山教育長)

ありがとうございます。

それでは委員から何か意見や質問はございませんか。よろしいですか。なければ、採決いたします。

議案第7号 丹波市指定文化財の指定について、を採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員です。

よって議案第7号 丹波市指定文化財の指定について、承認いたします。

議案第8号 丹波市立学校における学校運営協議会委員の任命について

続きまして、議案第8号 丹波市立学校における学校運営協議会委員の任命について、事務局より説明をお願いいたします。

(小森学校教育課長)

議案第8号 丹波市立学校における学校運営協議会委員の任命について、ご説明申し上げます。

資料18ページをご覧ください。

丹波市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第4条第1項の規定により学校運営協議会について、4月当初に協議会を開催する7つの学校から申出がありましたことについて、この3月の定例教育委員会での委員の承認をお願いしたく存じます。

提出いたしました全ての学校におきまして、学校の実態に応じ運営協議会の充実を図るために必要な地域人材及び男女の委員の有無、20人以内などの条件を満たしていたことから判断し、適当と認めましたのでご審議の上、

任命いただきますようお願いいたします。

ただし1点補足なんですけど、今回、教職員については人事異動前の申請となりますから申請日時点での委員の名前で提出しております。人事異動後、教職員に変更がある場合は、次の4月の定例教育委員会で変更承認を受けるように指示しております。教職員については、協議会の委員として適当と考えられることから委嘱期間は4月1日からさせていただきますので、よろしくお願いします。

(片山教育長)

委員から何か、意見や質問はございませんか。

なければ、採決いたします。

議案第8号 丹波市立学校における学校運営協議会委員の任命について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員です。

よって議案第8号 丹波市立学校における学校運営協議会委員の任命について、承認いたします。

議案第9号 丹波市社会教育委員の委嘱について

続きまして、議案第9号 丹波市社会教育委員の委嘱について、事務局より説明をお願いいたします。

(吉住社会教育・文化財課長)

それでは26ページ、議案第9号、丹波市社会教育委員の委嘱について、ご説明をいたします。

社会教育委員は、社会教育法第15条の規定により教育委員会が委嘱し、社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べるなどを行っていただいております。このたび令和8年3月末をもって2年の任期が終わりますので、4月以降の委員に対して新たに委嘱をするものです。

委嘱する社会教育委員は、27ページの名簿に記載のとおりです。新規の委員につきましては、一番目の土田光一委員は、「丹波の森 国際音楽祭シュールベルティアードたんば」実行委員会のメンバーとして、ご活躍をされております。また6番目、足立 進委員は、植野記念美術館友の会会長を務められています。次に7番目、松井崇好委員は、東小学校の地域学校協働活動推進員として、ご活動をいただいております。最後に9番、伏田尚徳委員につきましては、美和地域の自治振興会長として、ご活躍をされております。

よろしく、ご審議いただきますよう、お願いいたします。

(片山教育長)

委員から何か、質問、意見はございませんか。

(淵上委員)

社会教育委員さんの主な仕事を詳しく教えてください。

(吉住社会教育・文化財課長)

社会教育委員さんの主な役割ですが、具体的には社会教育委員の会議という会議を開催して、社会教育委員様の中で、例えば、社会教育に関する課題であったりとか、そういったところを社会教育委員さんの中でテーマを決めて、研究を1年を通じてされておったりとか、あと、社会教育に関する研修等にもご参加をいただいているところです。教育委員会から諮問をして、何らかの答申をいただいたりといった役割のところは今のところ行っておりません。

(片山教育長)

よろしいですか。ほか、ございませんか。
なければ、採決いたします。
議案第9号 丹波市社会教育委員の委嘱について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員です。
よって議案第9号 丹波市社会教育委員の委嘱について、承認いたします。

議案第10号 丹波市地域学校協働活動推進員の委嘱について

続きまして、議案第10号 丹波市地域学校協働活動推進員の委嘱について、事務局より説明をお願いいたします。

(吉住社会教育・文化財課長)

それでは28ページ、議案第10号、丹波市地域学校協働活動推進員の委嘱について、ご説明いたします。

地域学校協働活動推進員は、地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整や地域学校の教育活動への支援、企画、参加促進等を行っていただいております。このたび令和8年3月末をもって2年の任期が終わりますので、4月以降にお世話になる委員に対して新たに委嘱をするものです。委嘱する推進員は、名簿記載のとおりです。29ページから44ページは、候補者の推薦書となっております。新任の委員が多くおられますが備考欄に新任及び退任の別を記載しておりますので、ご確認くださいませよう、お願いします。
ご審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

(片山教育長)

何か、意見や質問はございませんか。
よろしいですか。それでは、なければ採決いたします。
議案第10号 丹波市地域学校協働活動推進員の委嘱について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員です。
よって、議案第10号 丹波市地域学校協働活動推進員の委嘱について、承認いたします。

議案第11号 丹波市文化財保護審議会委員の委嘱について

続きまして、議案第11号、丹波市文化財保護審議会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いいたします。

(吉住社会教育・文化財課長)

それでは45ページ、議案第11号、丹波市文化財保護審議会委員の委嘱について、ご説明をいたします。

丹波市文化財保護審議会委員は、丹波市文化財保護条例第17条第1項の規定により委嘱するもので、市内にある文化財の保存及び活用、その他調査・研究等を行うこととなっております。このたび令和8年3月末をもって2年の任期が終わりますので、再度委嘱を行うものです。
よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

(片山教育長)

それでは委員のほうから何か意見や質問はございませんか。

よろしいですか。なければ、採決いたします。

議案第１１号 丹波市文化財保護審議会委員の委嘱について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員です。

よって議案第１１号 丹波市文化財保護審議会委員の委嘱について、承認いたします。

議案第１２号 丹波市歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について

続きまして、議案第１２号 丹波市歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いいたします。

(吉住社会教育・文化財課長)

それでは４６ページ、議案第１２号 丹波市歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。

丹波市歴史民俗資料館運営委員会委員は、丹波市立柏原歴史民俗資料館・田ステ女記念館、春日歴史民俗資料館、春日郷土資料館、市島民俗資料館の市内に４つある資料館を円滑に運営するための意見を述べることとなっております。

このたび令和８年３月末をもって２年の任期が終わりますので、再度委嘱を行うものです。歴史民俗資料館運営委員会につきましては、先ほど議決いただいた丹波市文化財保護審議会委員の兼務となっております。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(片山教育長)

委員から何か、この点につきまして意見、質問はございませんか。

なければ、採決いたします。

議案第１２号 丹波市歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員です。

よって議案第１２号 丹波市歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について、承認いたします。

議案第１３号 丹波市黒井城跡整備委員会委員の委嘱について

続きまして、議案第１３号 丹波市黒井城跡整備委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いいたします。

(吉住社会教育・文化財課長)

それでは４７ページ、議案第１３号 丹波市黒井城跡整備委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。

丹波市黒井城跡整備委員会委員は、黒井城跡の整備計画に基づき、遺構の保存修理・活用等に対し、意見を述べることとなっております。このたび令和８年３月末をもって、２年の任期が終わりますので再度委嘱を行うものです。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(片山教育長)

委員のほうから何か質問、意見はございませんか。

なければ、採決いたします。

議案第13号 丹波市黒井城跡整備委員会委員の委嘱について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員です。

よって議案第13号 丹波市黒井城跡整備委員会委員の委嘱について、承認いたします。

議案第14号 丹波市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

続きまして、議案第14号 丹波市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

(吉住社会教育・文化財課長)

48ページ、議案第14号 丹波市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明をいたします。

49ページの新旧対照表をご覧ください。今回、改正するところは第5条、館内の秩序維持について、これまでの規定では「館内では静粛にし、高談その他、騒がしい行為をしないこと」となっており、図書館では、静かに過ごさなくてはなりませんでした。しかし以前、定例教育委員会でもご説明させていただいた「丹波市みんなの図書館プラン」では「会話ができ、にぎわいのある図書館を目指す姿」、としていることからこれまでの規定を見直し、ゾーニングをしっかりと行った上で、今後は飲食なども認めていきたいと考えておりますので、このたび規則の改正を行うものです。よろしく、ご審議賜りますよう、お願いいたします。

(片山教育長)

それでは、委員のほうから何か質問、意見ございませんか。

(淵上委員)

これまで、これについてもたくさんの協議を進めてこられて、図書館に関してすごくサポートされている方がたくさんおられたと思うんですけど、今回こういうふうになっていくと、現在の図書館というふうに分かれると思うんですけど。これまでやっぱり図書館っていうものを大事にしてきた人とかに対して、そういう方って本当に静かなところで読書をしたいという方も実際おられると思うんですけど。これに対して意見というのは何かなかったですか。

(吉住社会教育・文化財課長)

先ほど、ご意見いただいたとおり、これについては図書館基本計画策定委員会と、あと図書館協議会の中でも協議がありまして、やはりみんなの図書館プランにも記載しておるんですけどもそういった静かに図書を読みたい方のためのゾーニングというのがやはりポイントになってくるのかなと思っておりまして。他市の図書館の取組の中では、静読室といって静かに本を読みたい人のための部屋があって、そこは一切騒がしくないというような取決めをされているところもございますので。

今後、丹波市において各分館は、スペースが限られておりますのでなかなかそういったゾーニングは難しいかと思うんですけども、中央図書館については視聴覚室であったりとか部屋が別途、設けられているところもありますので、そういったところを活用してゾーニングをしながら、これまでどおり静かに過ごしたい方は静かに過ごせるような方法を検討してまいりたいと考えております。

(片山教育長)

ほか、ございませんか。

ないようでしたら、採決いたします。

議案第14号 丹波市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員です。

よって議案第14号 丹波市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、承認いたします。

議案第15号 丹波市教育委員会外国青年就業規則の一部を改正する規則の制定について

続きまして議案第15号 丹波市教育委員会外国青年就業規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

(足立教育総務課長)

それでは議案第15号 丹波市教育委員会外国青年就業規則の一部を改正する規則の制定について、ご提案を申し上げます。

資料は50ページになります。ALTの病気休暇について、国家公務員非常勤職員の私疾病休暇との整合性を図るため、ALTを派遣してもらっている一般財団法人自治体国際化協会のJETプログラム事業の招致外国青年任用規則の案が改定されたことに伴い、変更するものでございます。

51ページをご覧ください。現行では20日以内取得でき、7日以上空けば、再度20日以内取得できる制度でしたが、改正後につきましては、4月から3月の一の年度において10日の範囲内とするものです。

以上で、議案第15号 丹波市教育委員会外国青年就業規則の一部を改正する規則の制定についての提案説明とさせていただきます。

(片山教育長)

それでは委員のほうから何か、質問、意見はございませんか。

(吉竹教育長職務代理者)

今まで長期にお休みになったというようなケースはございますか。

(足立教育総務課長)

現時点では、長期に休まれたという例は特にはございません。

(片山教育長)

ほか、ございませんか。

なければ、採決いたします。

議案第15号 丹波市教育委員会外国青年就業規則の一部を改正する規則の制定について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員です。

よって議案第15号 丹波市教育委員会外国青年就業規則の一部を改正する規則の制定について、承認いたします。

議案第16号 丹波市立教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

続きまして、議案第16号 丹波市教育支援センター条例施行規則の一部

を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

(小森学校教育課長)

議案第16号、丹波市立教育支援センター条例施行一部を改正する規則について、ご説明いたします。

資料52ページになりますが、51ページにも新旧対照表を載せております。平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、丹波市においてもいじめなどの問題行動を未然に防止することや早期に対応することで、いじめや暴力のない学校づくりを目指すため、教育委員会内にいじめへの支援チームを発足し、今日まで各学校と連携しながらいじめ対策に取り組んでおるところでございます。

当時は、全国的に「いじめ撲滅」というスローガンが掲げられたこともあり、丹波市でもその機運を高めたいとして「学校いじめゼロ、支援チーム」という名称をつけてまいりました。

現在、丹波市学校いじめゼロ支援チームは、初期対応を中心に多様化するいじめに対して迅速かつ、きめ細やかな支援を行っている。それを的確に機能、働きを伝えることができるよう「丹波市いじめ対応支援チーム」に名称を変更するものでございます。また併せて、いじめ対応支援チームのほか教育相談室、特別支援教育専門家チームの開設時間を市役所の窓口対応時間に合わせて、4月1日から午後5時までの現行を、午後4時30分までに変更いたします。

名称を変更するとともに開設時間を短縮することになりますが、一人一人の子供、その親、それを支える教職員への相談支援につきましては引き続き、1件1件丁寧に対応していきたいと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(片山教育長)

それでは委員から何か意見、質問はございませんか。

よろしいですか。なければ、採決いたします。

議案第16号 丹波市立教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員です。

よって、議案第16号 丹波市立教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、承認いたします。

議案第17号 丹波市学校給食管理運営に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

続きまして、議案第17号 丹波市学校給食管理運営に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

(足立教育総務課長)

それでは、議案第17号 丹波市学校給食管理運営に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、ご提案を申し上げます。

資料は54ページでございます。

今回の改正につきましては、令和8年4月から国及び県の交付金を活用し、市立小学校に通う児童の学校給食費を無償化すること。また材料費の高騰に伴い、給食費を改定すること。それらの改正に伴い字句を修正するものでございます。

56ページをご覧ください。新旧対照表の下の方になりますが、附則の令和8年度以降における給食費の徴収の特例のところでございます。県から

小学校を対象とした給食費の負担軽減に係る交付金の支給を受ける場合には当分の間、丹波市立小学校の児童に係る給食費は徴収しないものとするものです。なお、要保護児童に該当する児童の給食費については生活保護の教育扶助を優先し、県からの交付金の対象外となるため、ただし書により除いております。なお、交付金の対象外となる要保護児童の給食費については保護者ではなく、丹波市福祉事務所長へ請求を行うことになります。

次に、附則の上になります第7条第4項でございます。まず第7条には、給食費の徴収について定めております。第1項では、給食費は口座振替の方法により徴収するものとしていますが現在、県立氷上特別支援学校については口座振替ではなく納付書により請求していること。また、先ほど説明させていただいた要保護児童については今後、丹波市福祉事務所長へ納付書により請求することから、教育委員会が別に定める方法により徴収とするものでございます。

次に、別表第6条関係をご覧ください。給食費でございます。学校給食費につきましては、学校給食法において学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、建築費でありますとか調理具の設備等々でございます、と学校給食の運営に要する経費、いわゆる人件費などの費用を除いて学校給食に要する経費を保護者負担となっており、いわゆる給食に係る賄い材料費が学校給食費となっております。しかしながら、近年物価高騰により賄い材料費が増えていましたが、丹波市においては子育て支援として児童の給食費は据え置いている状況でした。例えば、56ページの別表、第6条関係の丹波市立小学校の児童、245円。児童以外の者、学校職員になりますが270円としており、その差額の25円を市が負担していたこととなっております。今回の県の交付金制度により児童の給食費は附則で給食費を徴収しないこととなりますが、要保護児童については、県交付金の対象外で生活保護の教育扶助を受けるため別途請求が必要なこと、また県立特別支援学校の児童については、市が交付金を申請するのではなく県立特別支援学校が県の交付金や特別教育支援就学奨励費を申請等する制度となっているため、市からの請求が必要となります。そのため、物価高騰分を反映した給食費を請求する必要があること、及び児童以外の者について物価高騰分を反映した給食費とするため改正するものでございます。

なお、今年度の改正については令和7年1月から12月までの実績を基に積算をしております、児童以外の者については、30円、児童については、市が負担しておりました25円に30円を加えた55円を増額するものでございます。

今回の改正で給食費の見直しを行いますが、これまでの改正も含め市立小学校の児童、市立中学校の生徒及び県立特別支援学校の小学部、中学部の児童生徒は実質無償となります。ただ、それ以外の者となります小・中学校の職員や学校給食センター職員、県立特別支援学校の高等部の生徒、県立特別支援学校の職員については増額することになります。

なお、今回の改定については先般、丹波市学校給食運営協議会で協議をいただき了承を得ております。

以上で、議案第17号 丹波市学校給食管理運営に関する要綱の一部を改定する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

(片山教育長)

それでは委員から何か、意見、質問はございませんか。

よろしいですか。それでは質問、意見がないようですので、採決いたします。

議案第17号 丹波市学校給食管理運営に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員です。

よって、議案第17号 丹波市学校給食管理運営に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、承認いたします。

議案第18号 丹波市教育委員会後援名義の使用承認について

続きまして、議案第18号 丹波市教育委員会後援名義の使用承認について、事務局より説明をお願いいたします。

(足立教育総務課長)

それでは、議案第18号、丹波市教育委員会後援名義の使用承認について、ご提案申し上げます。今回の審議案件は3件でございます。

1件目は、資料59ページからの一般社団法人縁日地域振興協会が主催されます「兵庫丹波縁日2026」です。実施日は、令和8年5月3日、4日、実施場所は、丹波年輪の里です。60ページから63ページは企画書、64ページが収支予算書、65ページから71ページが定款、72ページが会員名簿、73ページから75ページが実績、76ページから77ページがチラシの案となっております。

2件目は、資料78ページからの第58回全国保育団体合同研究集会実行委員会が主催されます「第58回全国保育団体合同研究集会」です。実施日は令和8年8月22日から24日、実施場所はワールド記念ホールと神戸大学総合研究拠点ほかでございます。79ページは開催要項、80ページから81ページはチラシの案、82ページは規約、83ページは収支予算書、84ページは役員名簿、85ページはこの研修集会の体制となっております。

3件目でございますが、資料86ページからのどろんこキャラバンたんばが主催されます「映画「かくれキニシタン～声を上げる10年目の福島」、上映と監督トークと詩の朗読」でございます。実施日は令和8年4月25日、実施場所はコープ柏原です。87ページは企画の趣旨及び経費の計画、88ページから89ページは規約、90ページは会員名簿、91ページから92ページはチラシとなっております。

3件とも丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱第3条の許可条件に適合しており、各要綱第4条の許可の制限に該当していないことから許可決定が妥当と判断しております。

以上で、丹波市教育委員会後援名義の使用承認についての提案説明とさせていただきます。

(片山教育長)

それでは委員から何か、意見、質問はございませんか。

よろしいですか。なければ、採決いたします。

議案第18号、丹波市教育委員会後援名義の使用承認について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員です。

よって、議案第18号 丹波市教育委員会後援名義の使用承認について、承認いたします。

日程第6

報告事項

(1) 寄附採納報告

(片山教育長)

日程第6 報告事項に入ります。

(1) 寄附採納報告について、お願いいたします。

(足立教育総務課長)

今回の報告は2件でございます。93ページをご覧ください。

東小学校に対して株式会社氷上製作所、代表取締役、菓子俊之様よりトラ
ンペット1本を、94ページでは、丹波交通安全協会様から新小学1年生に
ランドセルカバーの寄附の申出がありました。

それぞれの寄附申出に対し、これはありがたく採納しましたので、ご報告
とさせていただきます。

(片山教育長)

ただいまの報告につきまして何か、質問はございませんか。

質問がなければ、寄附採納の報告を終わります。

(2) 行事共催・後援等報告

続きまして、(2) 行事共催・後援等報告をお願いいたします。

(足立教育総務課長)

それでは、行事共催・講演等の報告につきましては、資料95ページに掲
載しておりますとおり、「第46回全国日本学童少年野球丹波市大会」をはじ
め、全部で5件でございます。

今回の報告につきましては、全てが後援依頼となっております。それぞれ
丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱に基づき許可条件に適
合し特に問題がないことと、公的または恒例の行事であるため専決処分によ
り許可をしたもので報告とさせていただきます。

(片山教育長)

ただいまの報告につきまして、何か質問はございませんか。

質問がなければ、行事共催・講演等報告を終わります。

(3) 丹波市教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画の策定につ いて

続きまして、(3) 丹波市教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画
の策定について、お願いいたします。

(小森学校教育課長)

報告事項(3) 丹波市教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画の策
定について、説明いたします。

別冊1をご覧ください。2月19日の総合教育会議において、令和8年3
月までに市教育委員会の実施計画を策定します、と説明しておりますように、
実施計画を策定しましたので報告いたします。

1ページ目、1、計画の趣旨、現状については、総合教育会議でご説明し
たものを文章化したものとなっております。

2ページ目、2、計画の期間も変更はございません。

その下の3、目標について、(1) 時間外在校等時間に関する目標は全県共
通目標であります。まずは、「月80時間超の教職員数をゼロにすることを最
優先とする」としました。また、「総合教育会議の中で超過勤務の教職員の割
合などだけではなく、働きがいについても重要視すること」とご意見を頂戴
しましたので3ページ目の(2)のとおり、2つ目の目標は、ワーク・ライ
フ・バランスや働きがいなどに関する目標としております。当初はストレス
チェックの割合という指標にしておりますが、今後働きがいをどのように把
握していくかについては1年やってみて検討事項とさせていただきたいと
思っております。

また3ページ目、中段の4、実施する業務量管理・健康確保措置の内容については、県のガイドラインに示された①、教職員の意識改革から4ページ目の⑥、執務環境の整備については県の共通取組であることを意識しながら、丹波市のこれまでの取組や実態に合わせた内容を立てております。

最後に、6ページ目の今後のフォローアップというところについては、全県の取組を参考に丹波市で実施できる形に落とし込んで記載をしているものでございます。今後は、速やかに本計画を公表し、令和8年4月から着実に取組を実施してまいります。

(片山教育長)

ただいまの報告につきまして、何か質問はございませんか。

よろしいですか。質問がなければ、丹波市教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について、終わります。

(4) 丹波市教育委員会教育研究室運営に関する規程の一部を改正する規程の制定について

続きまして、(4) 丹波市教育委員会教育研究室運営に関する規程の一部を改正する規程の制定について、お願いいたします。

(小森学校教育課長)

丹波市教育委員会教育研究室運営に関する規程の一部を改正する規程の制定について、報告いたします。

97ページをご覧ください。現行の研究室、教育データ活用、教育研究部と多様な教育的ニーズに応じた教育研究部については、令和8年3月をもって、2年間の研究を修了し、令和8年4月から「多様性を包摂する教育研究部」と、「生成AIの教育的利用研究部」を新設するため、本規程の一部を改正します。

1つ目の「多様性を包摂する教育研究部」では、これまで多様な教育的ニーズに応じた教育研究部において研究してまいりました通常学級に在籍する特別な教育的ニーズのある子供に対する指導の工夫や手だてを生かし、通常学級の授業づくりや環境づくりについて、さらに研究を進めてまいりたいと思っております。

「AIの教育的利用研究部」においては、学校の利用が見込まれるAI技術について、教育的な利用を見据え、教育内容や教育効果を高めるための研究を進めてまいりたいと思います。

どちらの部会も設置期間は、令和8年度、9年度の2年間とし、令和9年度末にはその成果報告会を持ち各校に周知してまいる計画でおります。

(片山教育長)

ただいまの報告につきまして何か質問等ございませんか。よろしいですか。

それでは、(4)の丹波市教育委員会教育研究室運営に関する規程の一部を改正する規程の制定について、終わります。

(5) 丹波市保育施設等利用調整取扱要綱の制定について

続きまして、(5) 丹波市保育施設等利用調整取扱要綱の制定について、お願いいたします。

(西山こども育成課長)

それでは報告事項(5) 丹波市保育施設等利用調整取扱要綱の制定について、資料は98ページからになります。ご説明をさせていただきます。

児童福祉法第24条には、「市町村は、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児幼児、その他の児童について保育を必要とする場合において、当該児童を保育所等において保育しなければならない」と規

定されております。当該児童の利用の調整に当たっては、子ども・子育て支援法等の規定に基づきまして、保護者及び家庭の状況について点数化を行いまして優先順位をつけて利用調整を図っております。この利用調整に必要な事項については、従来から内規として定めておりました。ところが、令和7年2月21日に丹波県民局丹波健康福祉事務所によります児童福祉行政の保育関係指導監査におきまして、利用調整のための基準表について、その運用を示した要領等の整理を検討するよう指導があったことから、このたび内規であった要領につきまして、新規制定をさせていただくこととしております。

(片山教育長)

ただいまの報告につきまして何か、質問はございませんか。

(淵上委員)

今のことで、これは公に示されて、皆さんが知れるという。

(西山こども育成課長)

そういうことですね。

(淵上委員)

その基準の点数っていうのは、今までと変わらず。変わってないけども、それを公表する。

(西山こども育成課長)

そうです。

(淵上委員)

分かりました。

(片山教育長)

よろしいですか。ほか、ございませんか。
質問がなければ、丹波市保育施設等利用調整取扱要綱の制定について、終わります。

(6) 丹波市児童福祉施設に係る原油価格等高騰対策補助金交付要綱の制定について

続きまして、(6) 丹波市児童福祉施設に係る原油価格等高騰対策補助金交付要綱の制定について、お願いいたします。

(西山こども育成課長)

報告事項(6) 丹波市児童福祉施設に係る原油価格等高騰対策補助金交付要綱の制定について、ご説明をさせていただきます。

資料は102ページ、103ページになります。兵庫県によりまして、保育施設等に対する支援が行われることが昨年、県の12月の県議会で決定したことから原油価格高騰による経営への影響が懸念される認定こども園、小規模保育施設及び認可外保育施設への光熱費の一部を補助するため、補助金交付要綱を制定するものです。補助対象経費につきましては、令和7年4月から令和8年3月までに購入または使用された電気・ガス・灯油及び重油に係る経費で、その対象経費の10分の1を補助することとしております。

(片山教育長)

ただいまの報告につきまして、何か、質問はございませんか。
それでは質問がなければ、丹波市児童福祉施設に係る原油価格等高騰対策補助金交付要綱の制定について、終わります。

(7) 教育委員会事務局職員等の人事異動について【非公開】

(8) 令和7年度末教職員人事異動概要について【非公開】

日程第 7

(片山教育長)

その他

日程第 7 その他に入ります。
その他、各課から何か連絡事項はございませんか。よろしいですか。

日程第 8

(片山教育長)

次回定例教育委員会の開催日程

つづきまして日程第 8 次回定例教育委員会の開催日程について、事務局からお願いいたします。

(足立教育総務課長)

次回の定例教育委員会は、4月30日木曜日、午前9時30分からの開催でお諮りします。会場につきましては、山南支所庁舎、3階、教育委員会会議室です。

事務局からは以上です。

(片山教育長)

それでは委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。よろしいですか。

4月の定例教育委員会の日程は、4月30日の9時30分から、山南庁舎、教育委員会会議室で開催いたします。

以上をもちまして全日程を終了しましたので、本日の定例教育委員会を閉会します。